

公 告

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成18年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

Ⅱ・Ⅲ・114号 幡枝葵森線

2 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成3年10月4日から平成19年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部街路建設課

（建設局街路部街路建設課）